【有限責任中間法人ジャパン・リサイクル・アソシエーション提出資料】

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会 電気・電子機器リサイクルワーキンググループ 家電リサイクル制度に関するリユース等適正排出促進手法検討会

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会 特定家庭用機器のリユースとリサイクルのための 適正引取・引渡に関する専門委員会

合同会合資料

平成20年4月18日

有限責任中間法人ジャパン・リサイクル・アソシエーション 代表理事 藤田 惇 私たち JRCA は営利を目的とせず、国民、社会に貢献してリユース業界の地位向上を目指す為に設立された有限責任中間法人であります。全国の協同組合、古物市場、リユースを営む会社、個人経営者の団体です。零細企業から、比較的大手と言われるような企業まで加盟しており、日本国内の中古事業者が集まった団体としては最大規模のものになります。そのため、広くリユース業界の実態を調査することが出来ます。又、より広く業界の意見を吸い上げる為に現在、全国行脚を行い意見交換などを行っています。

今回の総括意見に関しましては、リサイクル法を否定して、根幹の議論をして頂く為に、 意見を述べている訳ではありません。リユース業界としても全てを曝け出すのは、辛いと ころではありますが、リサイクル法を完成に近付ける為に、現状を説明しなければならな いと思い、意見を書いております。

前回の崎田委員の質問で、リユース品引取りについて、白ナンバーで行っても良いのか、 という質問にお答え致します。

リユース店がリユース品を引取る際は、引取運搬費を消費者から頂いても問題はないと の見解を、国土交通省貨物課の専門官より了解を得ております。

1、 リユース品、引取基準(外観、動作確認、年式等)

タウンページ広告やチラシ、ホームページなどの宣伝をご覧になった一般のお客様から連絡を頂き、ある程度引き取れる基準かどうかを電話やメール等で確認したうえで引取りに伺うのが一般的なリユース業界(リサイクルショップ経営)のリユース品引き取りの流れです。動作確認が取れなくて、メーカーのクレーム修理が出来ない物は殆ど国内リユース出来ません。修理代が高いから採算が合わなくなるのです。

もちろん、お店に直接お持ちいただくケースもまれにですがあります。

引き取り基準の優先順位は、 年式 動作確認 外観 の順となります。

商品にもよりますが、一般的に8年以内の製造であれば買取り、もしくは無料で引き取るというケースが多いと思われます。8年を経過していてもお店の在庫状況、需給バランスを考慮して引き取るケースもあります。逆に8年以内であっても在庫が多く、ストックしても販売が困難と判断するときはお断りするケースもあります。また、古物市場で販売が可能であれば、10年以上のものも引き取るケースもあります。基本的な考え方は、古物市場で売れるかどうかで、価値観が変わります。

但し、全国、北海道から沖縄まで、商品の地域格差があり、特に地方に行けば行くほど、 古い年式のものが流通しております。

又、3月4月となりますと、4品目に関して、販売より買取の方が多く、値が暴落し、 古物市場でも売りづらくなり、6月~10月となると値段が上がり、品不足となるようであ ります。品不足になりますと、お店に置くものがなくなり、古い年式の商品を置かざるを 得なくなってきます。

又、地方については、比較的リユース品は新しい年式が少なく、もともと古い年式品が 流通しているようであります。

よって、年式でリユース、リサイクルを区別するというのは、市場の動向に反する恐れがあると思われます。

2、 リユース品の流通形態

(1) 仕入れ

一般家庭、飲食店、会社よりの買取 古物市場での仕入れ リース満期品の下取り 病院、ホテル、寮などからの引き取り 不動産業、引越し業者からの買取り

(2) 販売

店舗での一般消費者への販売 ネットオークションでの販売 古物市場での販売 輸出外国人バイヤーへの販売

輸出販売の説明

動作確認が取れないもの、古物市場で売れ残ったもの、色々抱き合わせて全部でいくら、というふうに、バイヤーに値段をつけてもらう仕組みのようであります。 消費者から買取った商品が売れ残った場合に、リサイクルプラントに持っていくとリサイクル料金を徴収されます。しかし、店にやってくる海外バイヤーに「商品として販売すると収益になります。この流れが起こる背景には、多少のキズや汚れなどで日本人にとって不要なものでも、途上国などモノ不足の国にはニーズがあるという実態があります。海外バイヤーが安く購入していきます。また、商品として購入していくものの、実態には資源としてリサイクルされているケースもあると思います。

グローバルな視点で見た場合、3R の観点から、商品が海の向こうで第二の人生を歩む前者のケースは肯定できるのではないかと考えますが、後者のケースは、資源の少ない日本から資源が流出することになり、さらに技術と受入れ体制の取れていない国でのリサイクルは土壌汚染などにも繋がると危惧しています。

しかし、全ての商品をトレースするのは困難であることと、買取った商品の全 てが販売できるわけではないことから、海外バイヤーの申し入れに応じることと なります。私たちは、できる限り製品をリユースするために、お客様から買取り を行います。運搬して、再商品化のために動作確認や清掃などを行い、セイフティリユース販売するように注力します。このように手間と時間とお金をかけて店頭に並べたものが、売れないケースもあり、それを最終的に処分する際にさらにリサイクルプラントに料金を支払わないといけないとすれば、零細は特に体力が持ちません。循環型社会において重視される、リユースのための拠点が疲弊し減少していくということになるのです。

3、 実際にリユース品として使われていることをトレースできるか、しているか。

いつ、どこで、誰から、いくらで買った物なのかをきちんと管理しているリサイクルショップはほとんど無いのが現状です。

リサイクルショップでは店舗での販売時に保証(1ヶ月、3ヶ月、半年などまちまち)を付けているので保証書を保管している店舗は多いと思います。しかし、コンピューター管理まではしていないケースが多く、商品をいつ誰に売ったのかをトレースするのは困難と思われます。

古物市場ではPCを利用してある程度、管理はしているが、メーカー、型番、年式、色など細かな項目は追いかけられないのが実態です。

JRCA では会員業者に無料引取りしたもの、また経費がかかり逆有価になったものについてはリユース契約書を交わすことを指導しています。リユース契約書の裏面には、いつ、どこで販売したものかを記入し、トレースできるようになっています。

今年になって4~5年前の冷蔵庫、洗濯機などは古物市場で大幅な値崩れを起こしており、お金を払ってお客様から買取ることは困難となっています。しかし、我々古物業者は3Rの観点からもったいない精神を考え、極力、セーフティリユースしていく方向で努力しております。引取りの人件費、洗浄、チェック、倉庫の費用等考慮するとどうしても逆有価となるケースが発生します。多少のコストをお客様にご負担頂き、リユースするケースが発生するということをご理解いただきたく、今後とも関係省庁とお話させていただきたいと考えております。

リユースとして入ってきたものについては、不法投棄、不正輸出に繋がるものには、全 て年式において、トレースしなければならないと考え、議論し始めているところでありま す。

総括意見

リサイクル法は市場経済の動向に逆行することなく、メーカーが販売する時には、最終 処分料を考えて販売すべき事ではないでしょうか。

メーカーは、温暖化ガスの削減や循環型社会に寄与しながら、自社で利用する資源を確保するために、リサイクルプラントにお金を支払って買取るべきではないでしょうか。リサイクルプラントが、消費者からリサイクル料金を徴収するのではなくメーカーから調達するようになれば、消費者による不法投棄も減少します。(消費者は搬出、運搬料のみを支払えばよい)

私どもリユース事業者も、前述のとおり海外からのニーズによって収益を得るケースもあるため、海外バイヤーに販売しています。しかし、プラントに持っていった時に、料金を支払ってもらえるのであれば、プラントに持っていくようになるでしょう。ここで仮にリユース事業者は海外バイヤーに販売しないというルールができ、私たちがそれを遵守したとしても、プラントがリサイクル料金を徴収するというカタチをとっているかぎり、必ずグレイゾーンで仕事を行う業者もでてしまうのが実状だと思います。

あまりにも、家電4品目については安売合戦をし過ぎていると思われる。4品目については、一体何年使用されるのであろうか。対価として使用期間 15 年とか 20 年で、2 万円とか 3 万円で売られているものもあり、何故、こんなに最終処分まで考えず、安売りをしなければならないのか。ここに大きな問題点があるのではないでしょうか。日本の文化としては必ずこれからは、あらゆる商品の最終処分を含めた物作りをメーカーのモラルとか、法律で決める方が、効果的と言えるのではないでしょうか。この資源のない日本国で、使い捨てする考え方は間違っているでしょう。資源を日本国で循環させていけるようなシステムが必要である。その為にはメーカーの新品販売からリユース、リサイクル、最終処分までのシステムを構築する必要があるのではないでしょうか。

メーカーはほとんど外国で商品を作っていると思いますが、その資源のリサイクルを外国に求めているのでしょうか。

3 R を促進しようとするならば、必ずお金がかかる。消費者が出すのか、メーカーが出すのかの議論だと思います。今のリサイクル法の枠の中では、知恵、議論だけでは限界があり、解決できない、必ずグレーゾーンが残る事を危惧致します。

即ち、4品目については、リサイクル料金を消費者から頂くのではなく、買取りするしか道はないと思う。その原資はメーカーが考え、調達方法を国と議論していただきたい。そうすれば全てのことが解決するのではないでしょうか。メーカーは自分達が製造した商品が、不法投棄されていることは、そのメーカーが恥ずかしいことと考え、回収責任がメーカーにあることと思うくらいの認識を持つようなメーカーになっていただきたい。

リサイクルプラントに4品目が集まり、雇用とか経済が活性化するのと、何よりも資源が集まり、外国での不法投棄がなくなるのではないか。リサイクル法の出発点は、今の現状を想定していない法であり、市場経済の動向、変化に対応出来ない法律になっているのではないでしょうか。10年以内の家電についてはリユースに委ね、安全性などの確保を行

った上で、リユースできるものはリユースして、もったいない精神を尊重すべきである。 10年以上は自動的にリサイクルして、10年以内のものはリユース業界に任せるべきである。 海外に輸出、リユースすべきものも同様と考えるべきであると思います。我々リユース業 界も、メーカーだけにモラルを求めず、リユース業界の出来る事から、環境を考え始めな ければならないと認識しています。

ただ、留意していてほしいのは、リユースを活用する人の中には、低所得者層など切実に私たちの提供する商品を必要とする人たちも居るということです。リユース業界は、中古品の安全性を担保し、法律を遵守しながらも、このマーケットを守り、求めやすい価格で商品を提供していく責務があると思っています。

そのためにも、私たちリユース業界が本当に守ることのできる法律になることを切に願っています。JRCAでは、実態に即した法律が整備されれば、全力でそれを守れるよう指導を行っていく所存であります。

また、もし量販店が 10 年未満の製品をリサイクルにまわしてしまうと、我々リユース業界は品不足に陥り、10 年以上の製品をリユース品として店頭に並べなければならないという苦境に立たされるであろうこと付け加えておきます。

以上